

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 部会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項に規定する部会に関する事項について規定するものとする。

(部会の種類)

第2条 本会の部会は、次条に定めることによりその都度設置をする。

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、本会の運営、実施するまたは実施しようとする事業やそれに関係する事項について会長の諮問により調査研究を行うものとする。

(構 成)

第4条 部会は若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員は、理事、評議員、学識経験者、その他会長が必要と認めた者の中から会長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事、評議員の中から委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず当該役職に在任する期間とする。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長・副部会長)

第6条 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

- 2 部会長、副部会長は、委嘱された理事、評議員の中から委員の互選によって選ぶ。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会議)

第7条 部会は、必要に応じて会議を開く。

- 2 部会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 3 部会長が部会を招集するときは、あらかじめ会長の承認を得なければならない。
- 4 部会長が必要と判断した職員は、部会議に出席して意見を述べることができる。

(報 告)

第8条 部会長は、部会の活動状況を会長に報告するものとする。

(庶 務)

第9条 部会の庶務は本会事務局（各担当課）において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めのない事項について必要のあるときは、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成16年12月6日施行の桑名市社会福祉協議会部会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。